

名古屋市住宅都市局建築指導課からのお願い

工事着手前に届出を！

1. 特定施設整備計画届出書(人にやさしい街づくりの推進に関する条例)

- 特殊建築物等
- 共同住宅 (50戸超または床面積2,000㎡以上)
- 官公庁の事務所・銀行
- 工場・事務所 (床面積2,000㎡以上)

工事着手30日前まで

人まち

2. 省エネルギー計画書(エネルギーの使用の合理化に関する法律)

- 床面積が300㎡以上の建築物

工事着手21日前まで

省エネ

3. 建築物環境計画書(環境保全条例)

- 床面積が2,000㎡超の建築物
(2,000㎡以下の建築物も任意届出できます)

工事着手21日前まで

CASBEE

【お問い合わせ先】

名古屋市 住宅都市局 建築指導部 建築指導課

建築指導係 (人まち・CASBEE) 電話 052-972-2918

工事指導係 (省エネ) 電話 052-972-2924

名古屋市総合設計制度指導基準の一部改正について（概要）

（一部修正がありましたので、再度掲載いたします。）

昭和61年の制定以来、総合設計制度における本市の基準として幾度の改正を経て運用されてきているが、歴史的な資産の保存・活用、都市部の緑地の確保などの観点から見直しをおこなうものである。

1. 歴史的建築物の保全

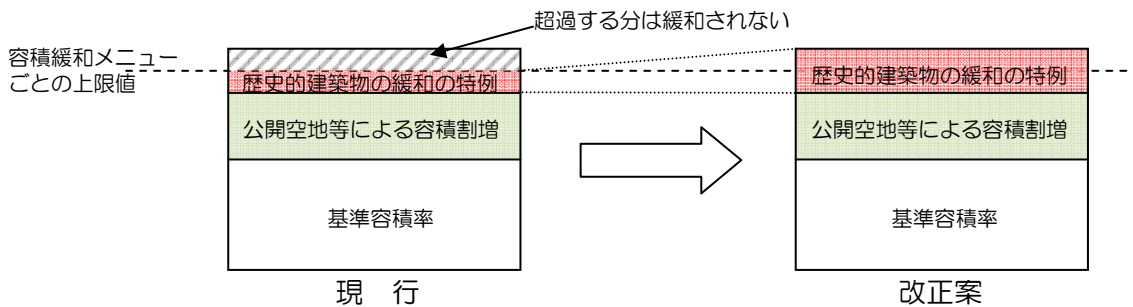
下記（1）、（2）により歴史的建築物の保全に関する誘導を強化する。これらにより、歴史的建築物を除却し、公開空地として整備した場合に近い評価をすることが可能となる。

（1）容積率制限緩和の特例の見直し

現 行：歴史的建築物が使っている分の容積率を緩和するが、容積緩和メニューそのものの上限は超えられない。

改正案：歴史的建築物が使っている分の容積率を緩和する。

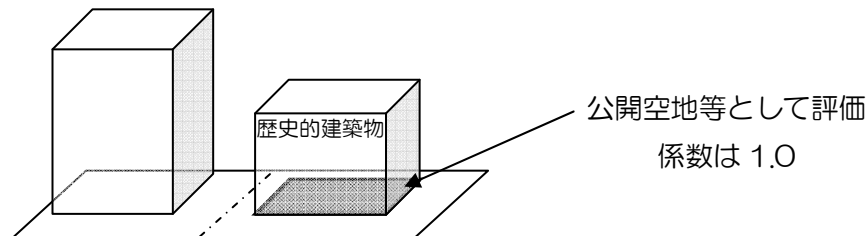
※いずれも全体の延べ面積の1/2までが限度



（2）歴史的建築物の建築部分の評価

新 設：公開空地等の1つとして歴史的建築物の建築部分（底地）を評価する。

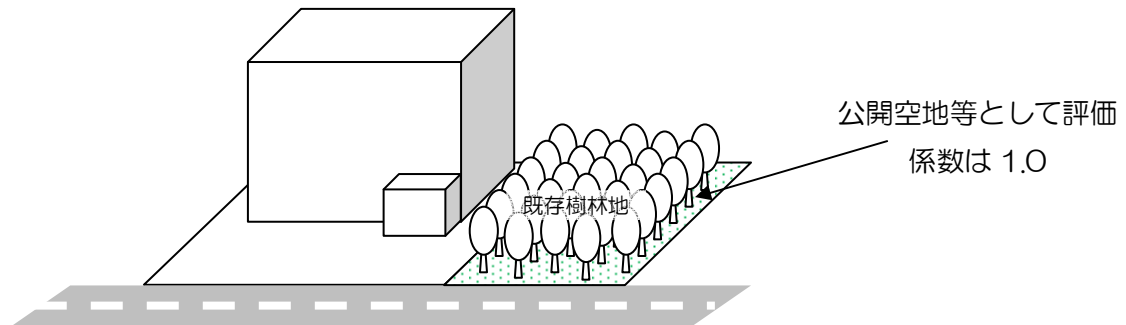
（全体の公開空地の有効面積の1/2が限度）



2. 既存樹林地の保存

既存の樹林地の保存を図るため、周辺環境の向上に寄与する樹林地を保存した場合はその部分を公開空地等として評価する。これにより、当該部分を広場状空地などとして整備した場合に近い評価を受けることが可能となる。

新 設：公開空地等の1つとして従前から存在する樹林地で、道路や公園などから見えるものを評価する。



3. その他規定の整理

- ・上記1、2による公開空地等の拡充に伴い、現行の公開空地等を見直し、これまでに活用されていない「公開空地に準ずる有効な空地（中庭等、屋上）」を削除。
- ・基準中の説明追加、公開空地等の標示板の様式の変更など。